

平成 25 年 9 月

内水面遊漁規則

内共第 5 号漁区

東京都八王子市長沼橋々台下流端より
上流浅川本流及びその支流
(但し、南浅川横川橋、川口川新清水橋より上流を除く。)

多摩川漁業協同組合

内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則 多摩川漁業協同組合・恩方漁業協同組合

(目的)

第1条 この規則は、多摩川漁業協同組合と恩方漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第5号第五種共同漁業権（以下「漁業権」という。）の漁場区域内において、組合員以外の者（以下「遊漁者」という。）の行う漁業権対象魚種の採捕（以下「遊漁」という。）に関し、漁業権管理と資源の保護を図るうえで必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料納付義務)

第2条 漁業権漁場内で遊漁を行う遊漁者は、あらかじめ第8条に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 漁業権漁場で遊漁を行う場合は、手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

- 2 竿釣で遊漁を行う場合は、使用する竿の数は1人2本以内とする。
- 3 かけ釣り中リールを使用しないあゆのころがしを除き、俗称ひっかけ又はさくりに類似する方法で遊漁してはならない。

(遊漁時間)

第4条 漁業権漁場内においては、危険防止又は漁場取締上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第5条 漁業権漁場内で遊漁を行う遊漁者は、下表に掲げる魚種別、漁法別の遊漁期間以外は遊漁してはならない。

魚 種	遊 漁 期 間
あ ゆ	解禁日から12月31日まで
にじます	解禁日から12月31日まで
や ま め	解禁日から9月30日まで
か じ か	解禁日から12月31日まで（ただし、醍醐川と案下川の合流点より上流は解禁日から9月30日まで）
こい・ふな・うぐい・うなぎ	1月1日から12月31日まで

2 組合が解禁日を公示する場合は、組合公示板又は読売新聞に掲載するものとする。

(禁止区域)

第6条 遊漁者は、組合が漁業権対象魚種の繁殖保護のために造成した産卵場において、遊漁または造成した区域内の川底のかくはんをしてはならない。なお、組合は、産卵場（かじかを除く。）を造成した場合は、別記第9号様式の標識により表示する。

(大きさの制限)

第7条 漁業権対象魚種のうち、下表左欄に掲げる魚類は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
あゆ・ふな	全長 10cm 以下
にじます	全長 12cm 以下
やまめ	全長 12cm 以下
こ い	全長 18cm 以下
うなぎ	全長 26cm 以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 第2条に掲げる納付すべき、対象魚種・漁具漁法・期間及び納付場所別の遊漁料は下表のとおりとする。

魚 種	漁 具 法	期 間	遊 漁 料	
			組合事務所又は指定席での納付	監視員に現場で納付する場合
全 魚 種 あゆ・にじます・やまめ こい・ふな・うぐい うなぎ・かじか	手 釣	1 年	4,500円	4,500円
		1 日	1,000円	1,300円
雑 魚 ふな・うぐい・かじか	竿 釣	1 年	2,500円	2,500円
		1 日	500円	700円
にじます・やまめ		解禁日 1 日	3,000円	3,000円

注) 組合事務所の所在地は次のとおり。

多摩川漁業協同組合 東京都府中市府中町2丁目25番地

恩方漁業協同組合 東京都八王子市上恵方町1, 353番地
指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

- 2 前項の規定に関わらず、下表左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄のとおりとする。

小学生以下	無 料
身体障害者及び77才以上の者	前項に規定する額の半額

- 3 前2項の規定にかかわらず、東京都八王子市上恵方町1, 528番地力石えん堤から上流1,000mまでの間及び同堰堤から下流500mまでの間において遊漁する場合の遊漁料は別に定めるところによる。

(遊漁承認証の交付)

第9条 組合は、第2条遊漁料の納付を受けたときは、別記第1号様式から別記第7号様式までによる遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁証を漁場監視員の見やすい所に着用しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 4 遊漁者は、組合から交付された遊漁証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

(漁場監視員に関する事項)

- 第11条 組合は、漁場管理及び遊漁者のトラブルを防止するため、漁場監視員を任命し、その任務にあたらせる。
- 2 漁場監視員は、別記第8号様式による漁場監視員であることを示す腕章を着用するものとする。
 - 3 漁場監視員は、漁場管理上必要がある場合には、遊漁者に対し必要な指示を行うことができる。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規制に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(附則)

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に交付した遊漁証は、その期間中は有効なものとする。

遊 漁 承 認 証 (竿釣、手釣年券)

にじます、やまめ、あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか年間遊漁承認証

住所、氏名、年齢の記入なきものは無効です。

注 意 事 項

- 1 遊漁の際は、遊漁承認証を漁場監視員の見やすい所に掲示して下さい。
- 2 カ石堰堤上流1,000メートル、下流500メートルの間の区域では本証にて遊漁はできません。
- 3 かじかは醍醐川と案下川の合流点より上流は解禁日から9月30日まで。
- 4 日没から日の出までの間は、遊漁できません。
- 5 にじます及びやまめは12センチメートル、あゆ及びふなは10センチメートル、こいは18センチメートル、うなぎは26センチメートル以下のものは採捕できません。
- 6 本証で、表記以外の期間、魚種、漁具、漁法及び区域で遊漁はできません。但し、やまめは9月30日までです。(かけ釣中リールを使用しないあゆのころがしを除く俗称ひっかけ又はさぐりに類似する漁法は禁止です。)
- 7 竿は1人2本までとします。
- 8 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはなりません。
- 9 上記諸規則に違反した場合は、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後遊漁を拒絶することがあります。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしません。
- 10 遊漁中の事故に関しては、組合は一切の責任を負いません。

承認期間 にじます、あゆ 解禁日から12月31日まで

やまめ 解禁日から9月30日まで

こい、うなぎ 1月1日から12月31日まで

ふな、うぐい

かじか 解禁日から12月31日まで

漁具漁法 竿釣、手釣

遊漁区域 自 東京都八王子市長沼橋々台下流端より

上流浅川本流及びその支流

(但し、南浅川横川橋、川口川新清水橋

より上流を除く。)

遊漁料金 金 4,500円(消費税込み)

氏 名 年 令 才

取扱者

住 所

写真添付

年度

多摩川漁業協同組合 電話042-361-3542

恩方漁業協同組合 電話0426-51-0869

遊漁承認証 (竿釣、手釣日券)

表

遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します。

遊 漁 者	住所
	氏名 年令 才

承認期間 平成 年度1日限り

魚 種 あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい
うなぎ、かじか

漁具漁法 竿釣、手釣

遊漁区域 東京都八王子市長沼橋々台下流端より
上流浅川本流及びその支流
(但し、南浅川横川橋、川口川新漬水禍
より上流を除く。)

遊漁料金 金 1,000円
(消費税込み)

取 扱 者	
-------------	--

発 行 者 東京都府中市府中町2丁目25番地
多摩川漁業協同組合 印
電話 042-361-3542

東京都八王子市上恵方町1353番地
恵方漁業協同組合 印
電話 0426-51-0869

第2号様式

遊 漁 承 認 証 （竿釣、手釣日券）

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁の際は、遊漁承認証を漁場監視員の見やすい所に
掲示して下さい。
- 2 力石堰堤上流 1,000 メートル、下流 500 メートルの
間の区域では本証にて遊漁はできません。
- 3 かじかは醍醐川と案下川の合流点より上流は解禁日から
9月30日まで。
- 4 日没から日の出までの間は、遊漁できません。
- 5 にじます及びやまめは12センチメートル、あゆ及び
ふなは10センチメートル、こいは18センチメートル
うなぎは26センチメートル以下のものは採捕できません。
- 6 本証で、表記以外の期間、魚種、漁具、漁法及び区域
で遊漁はできません。但し、やまめは9月30日までです。
(かけ釣中リールを使用しないあゆのころがしを除く俗称
ひっかけ又はさくりに類似する漁法は禁止です。)
- 7 竿は1人2本までとします。
- 8 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑と
なる行為をしてはなりません。
- 9 上記諸規則に違反した場合は、直ちに遊漁の中止を
命じ、又は以後遊漁を拒絶することがあります。この
場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしません。
- 10 遊漁中の事故に関しては、組合では一切の責任を負
いません。

遊漁承認証 (竿釣、手釣日券現場扱い)

表

遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します。

遊 漁 者	住所
	氏名 年令 才

承認期間 平成 年度1日限り

魚種 あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい
うなぎ、かじか

漁具漁法 竿釣、手釣

遊漁区域 東京都八王子市長沼橋々台下流端より
上流浅川本流及びその支流
(但し、南浅川横川橋、川口川新漬水禍
より上流を除く。)

遊漁料金 金 1,300円
(消費税込み)

取 扱 者	
-------------	--

発行者 東京都府中市府中町2丁目25番地
多摩川漁業協同組合 印
電話 042-361-3542

東京都八王子市上恵方町1353番地
恵方漁業協同組合 印
電話 0426-51-0869

第3号様式

遊漁承認証（竿釣、手釣日券現場扱い）

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁の際は、遊漁承認証を漁場監視員の見やすい所に掲示して下さい。
- 2 力石堰堤上流1,000メートル、下流500メートルの間の区域では本証にて遊漁はできません。
- 3 かじかは醍醐川と案下川の合流点より上流は解禁日から9月30日まで。
- 4 日没から日の出までの間は、遊漁できません。
- 5 にじます及びやまめは12センチメートル、あゆ及びふなは10センチメートル、こいは18センチメートル、うなぎは26センチメートル以下のものは採捕できません。
- 6 本証で、表記以外の期間、魚種、漁具、漁法及び区域で遊漁はできません。但し、やまめは9月30日までです。（かけ釣中リールを使用しないあゆのころがしを除く俗称ひっかけ又はさくりに類似する漁法は禁止です。）
- 7 竿は1人2本までとします。
- 8 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはなりません。
- 9 上記諸規則に違反した場合は、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後遊漁を拒絶することがあります。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしません。
- 10 遊漁中の事故に関しては、組合では一切の責任を負いません。

遊漁承認証 (にじます、やまめ解禁日日券)

表

遊漁承認証	
下記の通り遊漁を承認します。	
遊漁者	住所 氏名 年令 才
承認期間	平成 年度 1日限り
魚種	にじます、やまめ
漁具漁法	竿釣、手釣
遊漁区域	東京都八王子市長沼橋々台下流端より 上流浅川本流及びその支流 (但し、南浅川横川橋、川口川新漬水禍より上流を除く。)
遊漁料金	金 3,000円 (消費税込み)
	取扱者
発行者	東京都府中市府中町2丁目25番地 多摩川漁業協同組合 印 電話 042-361-3542 東京都八王子市上恵方町1353番地 恵方漁業協同組合 印 電話 0426-51-0869

第4号様式

遊漁承認証（にじます、やまめ解禁日日券）

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁の際は、遊漁承認証を漁場監視員の見やすい所に
掲示して下さい。
- 2 力石堰堤上流1,000メートル、下流500メートルの
間の区域では本証にて遊漁はできません。
- 3 かじかは醍醐川と案下川の合流点より上流は解禁日から
9月30日まで。
- 4 日没から日の出までの間は、遊漁できません。
- 5 にじます及びやまめは12センチメートル以下のもの
は採捕できません。
- 6 本証で、表記以外の期間、魚種、漁具、漁法及び区域
で遊漁はできません。但し、やまめは9月30日までです。
- 7 竿は1人2本までとします。
- 8 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑と
なる行為をしてはなりません。
- 9 上記諸規則に違反した場合は、直ちに遊漁の中止を
命じ、又は以後遊漁を拒絶することがあります。この
場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしません。
- 10 遊漁中の事故に関しては、組合では一切の責任を負
いません。

遊 漁 承 認 証 (竿釣、手釣年券 ふな、うぐい、かじかのみ)

ふな、うぐい、かじか年間遊漁承認証
住所、氏名、年齢の記入なきものは無効です。

注 意 事 項

- 1 遊漁の際は、遊漁承認証を漁場監視員の見やすい所に掲示して下さい。
- 2 方石堰堤上流1,000メートル、下流500メートルの間の区域では本証にて遊漁はできません。
- 3 かじかは、醍醐川と案下川の合流点より上流は解禁日から9月30日まで。
- 3 日没から日の出までの間は、遊漁できません。
- 4 ふなは10センチメートル以下のものは採捕できません。
- 5 本証で、表記以外の期間、魚種、漁具、漁法及び区域で遊漁はできません。
- 6 竿は1人2本までとします。
- 7 遊漁着は、相互に適切な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはなりません。
- 8 上記諸規則に違反した場合は、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後遊漁を拒絶することがあります。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしません。
- 9 遊漁中の事故に関しては、組合では一切の責任を負いません。

承認期間 平成 年12月31日まで

魚 種 ふな、うぐい、かじか

漁具漁法 竿釣、手釣

遊漁区域 自 東京都八王子市長沼橋々台下流端より

上流浅川本流及びその支流

(但し、南浅川横川橋、川口川新清水橋より上流を除く。)

遊漁料金 金 2,500円 (消費税込み)

氏 名 年 令 才

取扱者

住 所

写真添付

年度

多摩川漁業協同組合 電話042-361-3542
恩方漁業協同組合 電話0426-51-0869

遊漁承認証 (ふな、うぐい、かじか日券)

表

遊漁承認証	
下記の通り遊漁を承認します。	
遊漁者	住所
	氏名 年令 才
承認期間	平成 年度 1日限り
魚種	ふな、うぐい、かじか
漁具漁法	竿釣、手釣
遊漁区域	東京都八王子市長沼橋々台下流端より 上流浅川本流及びその支流 (但し、南浅川横川橋、川口川新清水橋 より上流を除く。)
遊漁料金	金 500円 (消費税込み)
	取扱者
発行者	東京都府中市府中町2丁目25番地 多摩川漁業協同組合 印 電話 042-361-3542 東京都八王子市上恵方町1353番地 恵方漁業協同組合 印 電話 0426-51-0869

第6号様式

遊漁承認証 (ふな、うぐい、かじか日券)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁の際は、遊漁承認証を漁場監視員の見やすい所に掲示して下さい。
- 2 力石堰堤上流1,000メートル、下流500メートルの間の区域では本証にて遊漁はできません。
- 3 かじかは醍醐川と案下川の合流点より上流は解禁日から9月30日まで。
- 4 日没から日の出までの間は、遊漁できません。
- 5 ふなは10センチメートル以下のものは採捕できません。
- 6 本証で、表記以外の期間、魚種、漁具、漁法及び区域で遊漁はできません。
- 7 竿は1人2本までとします。
- 8 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはなりません。
- 9 上記諸規則に違反した場合は、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後遊漁を拒絶することがあります。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしません。
- 10 遊漁中の事故に関しては、組合では一切の責任を負いません。

第7号様式

遊漁承認証 (ふな、うぐい、かじか日券現場扱い)

表

遊漁承認証	
下記の通り遊漁を承認します。	
遊漁者	住所
	氏名 年令 才
承認期間	平成 年度 1日限り
魚種	ふな、うぐい、かじか
漁具漁法	竿釣、手釣
遊漁区域	東京都八王子市長沼橋々台下流端より 上流浅川本流及びその支流 (但し、南浅川横川橋、川口川新清水橋 より上流を除く。)
遊漁料金	金 700円 (消費税込み)
	取扱者
発行者	東京都府中市府中町2丁目25番地 多摩川漁業協同組合 印 電話 042-361-3542 東京都八王子市上恵方町1353番地 恵方漁業協同組合 印 電話 0426-51-0869

第7号様式

遊漁承認証 (ふな、うぐい、かじか日券現場扱い)

裏

- 1 遊漁の際は、遊漁承認証を漁場監視員の見やすい所に掲示して下さい。
- 2 力石堰堤上流1,000メートル、下流500メートルの間の区域では本証にて遊漁はできません。
- 3 かじかは醍醐川と案下川の合流点より上流は解禁日から9月30日まで。
- 4 日没から日の出までの間は、遊漁できません。
- 5 ふなは10センチメートル以下のものは採捕できません。
- 6 本証で、表記以外の期間、魚種、漁具、漁法及び区域で遊漁はできません。
- 7 竿は1人2本までとします。
- 8 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはなりません。
- 9 上記諸規則に違反した場合は、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後遊漁を拒絶することがあります。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしません。
- 10 遊漁中の事故に関しては、組合では一切の責任を負いません。

第8号様式

漁 場 監 視 員 腕 章



備 考 白地に黒字で、上下線は赤とする。

第9号様式

産 卵 場 標 識

